

民主党「障害者自立支援法改正法案」と「6つの緊急提言」（要旨）

民主党「次の内閣」厚生労働担当大臣 三井辨雄

障害者自立支援法フォローアップ作業チーム

主査 谷博之、副主査 山井和則、園田康博

4月に施行された障害者自立支援法により、逆に、障害者の自立が「阻害」されている。定率一割負担や食費などの負担増で、サービスの利用を中止したり、減らす障害者が増える一方、施設などの事業者も報酬が2割程度減り、作業所やグループホームでは、閉鎖や新規計画が頓挫するケースも相次いでいる。

障害者や家族、福祉現場からは、「3年後の法見直しまで待てない！」「今すぐ抜本的な見直しを！」という悲鳴があがっている。

民主党は、この危機的な状況に対する「緊急避難措置」として、改正法案を提出し、緊急提言を行う。

1. 民主党の「自立支援法改正法案」（2点を改正）

定率一割負担の凍結（当面は今年3月までの旧制度に準じた費用負担に戻す）

障害児・者福祉サービスを維持するために必要な支援

自立支援法の以上2点を改正する（2007年1月1日施行）。

2. 民主党の「6つの緊急提言」

法改正とともに、その趣旨を含めた以下の「6つの緊急提言」の実施を求める。

障害者の所得保障を早急に実現する

障害者のサービス利用の抑制・中止について、緊急の実態調査を行い、対策を講じる

障害程度区分認定においては、従来のサービス水準が確保できるように配慮する

自治体による独自補助や地域生活支援事業について、格差の実態調査と対策を行う

精神科病院の敷地内への退院支援施設の設置は白紙撤回する

自立支援医療における更なる負担軽減を講じる